

ガイドライン： ナショナルチーム等強化対象選手への費用補助内容 (2022 年度第 1 版)

公益財団法人日本セーリング連盟オリンピック強化委員会

1. はじめに

2022 年度に於いて、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という。）宛に公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）から割り当てられた補助金等については概ね昨年予算と同等、ないしは微減の状況となっている。2021 年度はコロナ禍にて国外派遣活動が殆ど不可能な状況であった一方で、2022 年度はウイズコロナ元年として同活動が再開されており、今後も多くの大会派遣等が見込まれることを鑑みれば、これまでの東京オリンピック開催を見据えた事業拡大路線は望むべくもなく、限られた資源の適正配分について検討を行うべき年度となっている。

本ガイドラインは上記状況を鑑み、2022 年度のナショナルチーム等強化対象選手に対する費用補助内容について定めるものである。内容については毎年補助金等の予算が確定するタイミングで見直しを実施するとともに、足許の社会情勢等を鑑みて適宜修正を行うこともある。

対象となるナショナルチーム等強化対象選手に於いては本ガイドラインを熟知し、常にガイドラインに沿って適切に申請等を行うことを心掛けること。また、私的な目的を持って虚偽の申請を行うこと等については連盟等により厳正な処分が下されることについて留意するとともに、セーリング競技を代表する選手としての高潔な意識を持ち、費用の縮減について常に努力を払わなければならない。

2. 費用補助内容

下記に定める事項について、対象選手分についての費用補助を行う。また、NT、NT-A 選手については帯同するコーチ 1 名分（企業コーチ、プライベートコーチ等）について、9. 10. を除いて補助を行う。

対象区分、大会数等については別紙「サポート内容一覧」を参照のこと。

なお、下記補助対象経費については全額オリンピック強化委員会（以下「オリ強」という。）から支給をするが、自己負担金として JOC 事業（ユース強化の国外渡航を除く）の場合は 33% 相当額を、toto 事業の場合は 20% 相当額を別途直接請求あるいは参加費のかたちで請求する。

【日本国外渡航の場合】

1. 渡航航空券代(*2)

エコノミークラスに限る。ディスカウント運賃として妥当なもの。

原則出発地(A)-目的地(B)間の往復分(トランジット目的での経由地を含む)を補助するが、帰国せず次の目的地(C)に向かう場合は下記の点に留意のこと。また、いずれの場合に於いても対象大会終了後、別途「サポート内容一覧」に定められた期間内に帰国、ないし次の目的地に向けて出発する必要がある。

- ・C で行われる大会等が補助対象である場合は、A-B,B-C,および C-A のいずれもが補助対象となる
- ・C で行われる大会等が補助対象でない場合、A-B,B-C のみ補助対象となり、C-A は補助対象外

(*2)海外空港税、空港施設利用料、燃料サーチャージ、発券手数料を含む。

2. 1. に付随する超過手荷物料金

ボード、マスト、セール等の必要最低限の競技用備品見合いのものに限る。

3. 査証代(代行手数料を含む)

対象の渡航期間に於いて必要になる場合に限る。

4. 自宅ー1.の対象空港間の交通費(日本国内に限る)

日本国外に渡航する場合、原則として国内交通費は支給しない。

ただし、自宅最寄り駅から対象空港最寄り駅までの鉄道・バス距離が片道 100km を超える場合で、航空機・新幹線等を使用することが最も合理的な交通手段として考えられる場合に於いては、その往復費用について補助を行う。

航空機の使用はエコノミークラスに限る。また、ディスカウント運賃として妥当なものであることを条件とする。新幹線についてはグリーン車料金は対象外とする。

5. 渡航期間中の渡航先での移動に伴う交通費(船舶・鉄道・バス・タクシー)

タクシーの利用はやむを得ない場合に限り、精算時に理由書を添付して提出のこと。

6. 渡航期間中のレンタカー代(ガソリン代を含む)

レンタカーを利用した場合は精算時に理由書と利用ルート図を添付して提出のこと。

7. 渡航期間中の宿泊費

15,000 円/1 日/人を上限とし、期間は「サポート内容一覧」に定める。食事付きの場合は食事代込みでの上限とする。ただし、特段の理由(*3)等によって上限を超えることが不可避である場合については、別途オリ強担当コーチに相談のこと。

(*3) 大会組織委員会が宿舎を指定する場合、地域相場が著しく高騰している場合、安全確保上やむを得ない場合等

8. 新型コロナウイルス検査(PCR・抗原定量検査)に係る費用

9. 渡航期間中の日当(3,000 円/日/人)

期間は「サポート内容一覧」に定める。

10. 大会エントリーフィー

上記に定めていないもの(コンテナ輸送関連費、競技艇チャーター費用、コーチボートチャーター代等)については補助を行わない。それらの費用についてオリ強にて立て替えた場合は、負担者に分担請求を行う。

【日本国内合宿の場合】

11. 自宅-目的地間の往復交通費(航空機、鉄道、バス)

日本国内の自宅最寄り駅から目的地最寄り駅までの鉄道・バス距離が片道 20km 以上の選手に、往復運賃を支払う。遠方の選手は航空機利用(国内線に限る)を可とするが、エコノミークラスかつディスカウント運賃として妥当なものに限る。

鉄道利用の場合、妥当性を有する場合新幹線・特急の指定席の利用も可とするが、グリーン車料金は対象外とする。

コーチを除き、自家用車・レンタカーでの合宿参加は原則認めない。他に妥当な交通手段がない場合や自艇持ち込み等の理由によりやむを得ず使用する場合は事前にオリ強担当コーチに相談、承認を得ること。

12. 11. に付随する超過手荷物料金

ボード、マスト、セール等の必要最低限の競技用備品見合いのものに限る。

13. 機材(競技艇・コーチボート等)輸送費用(離島合宿の場合に限る)

オリ強が離島(座間味島・沖縄本島等)での合宿を主催し、機材の輸送が必要な際に海上輸送費、フェリー輸送費、トラック輸送費について補助を行う。手配はオリ強にて行う。

14. 合宿期間中の現地でのレンタカー代(ガソリン代を含む)

やむを得ずレンタカーを利用した場合は精算時に理由書と利用ルート図を添付して提出のこと。(11. を参照)

15. 合宿期間中の宿泊費

8,000 円/1 日/人を上限とし、期間は「サポート内容一覧」に定める。食事付きの場合は食事代込みでの上限とする。

16. 新型コロナウイルス検査(PCR・抗原定量検査)に係る費用

3. 特記事項

- ・ 上記費用は選手個人やコーチが一旦立て替えることも可能である。立替者が法人である場合(法人カードを使用しての支払い等)連盟は個人宛に振り込みを実施するが、振込後当該法人に全額返納していることを示す証書の提出を求めることがある。
- ・ 補助金と自己負担金の相殺処理は不可。一旦補助金を全額支払った上で負担金請求とする。負担金の支払者は法人でも可。
- ・ 上記内容について不明点がある場合は適宜オリ強担当コーチ宛に相談のこと。

以上